

遊佐町告示第190号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、次の案件を付議するため、第561回遊佐町議会臨時会を令和4年11月7日遊佐町役場に招集する。

令和4年10月31日

遊佐町長 時田 博機

## 第561回遊佐町議会臨時会会議録

### 議事日程（第1号）

令和4年11月7日（月曜日） 午前10時 開議（本会議）

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

※専決処分の審議及び採決

日程第 3 議第70号 令和4年度遊佐町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について

※補正予算の審議及び採決

日程第 4 議第71号 令和4年度遊佐町一般会計補正予算（第6号）

☆

本日の会議に付した事件

（議事日程第1号に同じ）

☆

出欠席議員氏名

応招議員 12名

出席議員 12名

1番	本	間	知	広	君	2番	那	須	正	幸	君	
3番	佐	藤	俊	太	郎	君	4番	佐	藤	光	保	君
5番	齋	藤		武	君	6番	松	永	裕	美	君	
7番	菅	原	和	幸	君	8番	赤	塚	英	一	君	
9番	阿	部	満	吉	君	10番	高	橋	冠	治	君	
11番	斎	藤	弥	志	夫	君	12番	土	門	治	明	君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長	時 田 博 機 君	副 町 長	池 田 与 四 也 君
総 務 課 長	佐 藤 光 弥 君	企 画 課 長	渡 会 和 裕 君
産 業 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	舘 内 ひ ろ み 君	地 域 生 活 課 長	太 田 智 光 君
健 康 福 祉 課 長	池 田 久 君	町 民 課 長	後 藤 夕 貴 君
会 計 管 理 者	伊 藤 治 樹 君	教 育 長	土 門 敦 君
教 育 委 員 会 教 育 課 長	菅 原 三 恵 子 君		

☆

出席した事務局職員

事務局長 鳥海 広行      議事係長 船越 早苗      主任 友野 友

☆

本 会 議

議 長（土門治明君） おはようございます。ただいまより第561回遊佐町議会臨時会を開会いたします。  
（午前10時）

議 長（土門治明君） 本日の議員の出席状況は全員出席しております。

なお、説明員としては、町長以下全員出席しておりますので報告いたします。

また、本臨時会には、各行政委員会の各委員長、会長等の出席要求はいたしておりませんので、ご報告いたします。

上衣は自由にして下さい。

また、発言する際、マスクは自由に外して下さい。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行ないます。会議録署名議員は、遊佐町議会会議規則第127条の規定により5番 齋藤武議員、6番 松永裕美議員を指名いたします。

日程第2、本臨時会の会期についてを議題といたします。恒例により、議会運営委員会、高橋冠治委員長より協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員会、高橋冠治委員長、登壇願います。

議会運営委員会委員長（高橋冠治君） おはようございます。第561回遊佐町議会臨時会の運営について、11月2日午前10時から、議会運営委員会を開催し、協議した結果、次の通り意見決定しましたので、ご報告いたします。

初めに、本臨時会の会期については、本日11月7日、1日限りといたしました。

審議日程につきましては、お手元に配付のとおりでございますが、まず、議会の構成、次に専決処分1件、補正予算1件を一括上程し、専決処分1件、補正予算1件の審議及び採決を行ない、第561回臨時会を閉会したいと思います。

なお、本臨時会では常任委員会を開催せず、本会議で審査いたしますので、所管にかかわらず、質疑を行なってもよいということにいたしました。

議員各位のご協力を、よろしく願います。

議長（土門治明君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員会長の報告のとおり、本日は所管にかかわらず質疑を許可いたします。

また、本臨時会の会期は本日1日限りといたしたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって本臨時会の開期は、本日1日と決定いたしました。

次に日程第3及び日程第4、議第70号 令和4年度遊佐町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について、議第71号 令和4年度遊佐町一般会計補正予算（第6号）を、一括議題といたします。

事務局長をして、朗読いたさせます。

鳥海議会事務局長。

事務局長（鳥海広行君） 上程議案を朗読。

議長（土門治明君） 提出者より、提案理由の説明を求めます。

時田町長。

町長（時田博機君） おはようございます。

それでは、私から提案理由を申し述べさせていただきます。議第70号令和4年度遊佐町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について。本案につきましては、国の令和4年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費使用による電力・ガス・食品等価格高騰緊急支援給付金支給事業に対応するため、補正予算編成が必要になったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分したものであり、歳入歳出予算の総額に7600万円を増額し、歳入歳出予算の総額を100億4200万円としたものであります。歳入につきましては、総額7600万円の増額で、全額国庫支出金であります。

一方、これに対応する歳出につきましては、総額7600万円の増額で、電力・ガス・食料品等各高騰緊急支援給付金事業に対応するものであります。

議第71号令和4年度遊佐町一般会計補正予算（第6号）、本案につきましては、エネルギー、食糧品各

等、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する支援、対策を一層強化する必要があることから、子育て支援商品券事業や新型コロナウイルス感染症第二次緊急経済支援事業内で対応するため、補正するものであり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4500万円を増額し、歳入歳出予算の総額を100億8700万円とするものであります。歳入について申し上げますと、地方交付税で147万6000円、国庫支出金で3934万9000円、県支出金で417万5000円をそれぞれ増額し、歳入補正総額で4500万円を増額補正するものであります。

一方、これに対応する歳出につきましては、民生費で3449万1000円、商工費で1050万9000円を、それぞれ増額し、歳出補正総額で4500万円を増額計上するものであります。

以上、専決処分案件1件、補正予算案件1件についてご説明申し上げます。詳細につきましては、所管の課長して、審議の過程で説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、議決下さいますようお願い申し上げます。

議長（土門治明君） 次に、専決処分の審議を行ないます。

日程第3、議第70号令和4年度遊佐町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認についての件を議題といたします。

直ちに、質疑に入ります。

7番、菅原和幸議員。

議員（菅原和幸君） それでは、2点ほど、専決案件であります。質問させていただきます。この価格高騰緊急支援事業については、非課税世帯が対象であるということで配付ありました概要書に載っております。その概要書では、対象世帯が1456世帯でございまして、遊佐町のホームページ見ますと、10月末現在で世帯数が4940世帯ということでありまして、これを割合をみますと29.5%ということで、約30%の世帯と計算できます。

それで質問1点目なんですが、企画課の方になろうと思いますが、住民非課税世帯は本年の6月1において、遊佐町に住所があって、世帯全員が令和4年度の町県民税非課税世帯でございまして、ホームページの方にも載っております。

質問に入りますが1点目ですが、実はこの事業の前に第553回臨時会と559回の方で、住民税非課税世帯と臨時特別給付金対策事業が提案なって可決なっておりますが、ちょっとこれから質問に入りますが、新型コロナウイルス感染症関連で、住民税非課税世帯の方に、これまで給付された事業実績といいますか、1世帯あたり、いくらというか概略で結構ですので。

それから、同じくホームページの方に、以前の内容みますと非課税世帯、家計が急変した世帯も対象となるということが、以前の事業内容の方に記載なっておりますので、今回もその対象になるのか、この辺について企画課長だと思いますが、質問させていただきます。

議長（土門治明君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。ただいまご質問いただきましたのが、令和3年度と令和4年度、2年度に渡りまして行なっております、住民税非課税世帯に対する給付事業の件数、実績でございました。令和3年度の実績で申しますと、受給世帯といたしましては1266世帯でございまして、1世帯あたり10万円の支給をしておりますので、1億2660万円、こちらが総支給額ということになってございます。

令和4年度の部分でございまして、受給世帯169世帯でございまして、こちらの部分につきましては、令和4年度に新たに、非課税世帯になった世帯から抽出をしまして、受給させていただいたものが169世帯、こちら1件あたり10万円でございますので、1690万円、こちらが総支給額ということになってございます。今般、専決処分させていただきました、価格高騰緊急支援給付金の部分でございまして、これまで

の給付金と同様に、家計急変世帯、こちらの方も該当になるということで制度設計されているようでございます。以上です。

議長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。

議員（菅原和幸君） 1266世帯、169世帯ということで分かりました。

それで、もう1点。町民課長の方になると思いますが、町県民税の非課税というのが、よくこの事業の場合、対象になるわけですが、ちょっと自分なりに遊佐町の統計をずっとみましたが、平成27年の調査の中で、私の勝手な推測ですが、高齢者単独世帯と高齢者夫婦世帯という項目がありましたので、ただこの辺が、それに該当する世帯かなと推測の元で計算しますと、約1割の方がそれに該当するようございました。

ここ数年、非課税世帯の経緯といますか、その辺について概要で結構ですので、町民課長の方に質問したいと思います。以上であります。

議長（土門治明君） 後藤町民課長。

町民課長（後藤夕貴君） お答えいたします。

まずは非課税世帯がここ数年、どのくらい推移で動いているか、そういったご質問だったと思います。5年くらい前、平成30年度からになりますけれども、非課税世帯の世帯数に関しましては、平成30年は1477世帯、そこから1400台が続きまして、令和4年1月1日現在では1504世帯というふうに抑えております。パーセント、割合につきましても、29%から30.4%の間を推移しておりますので、3割程度方々が世帯が非課税世帯であることが読み取れると思います。以上でございます。

議長（土門治明君） これで7番、菅原和幸議員の質疑は終了いたしました。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行ないます。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第70号令和4年度遊佐町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認についての件を採決いたします。お諮りいたします。本件を原案のとおり、承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（土門治明君） 挙手全員です。よって本件は、原案のとおり承認することに決しました。

議長（土門治明君） 次に補正予算の審議を行ないます。お諮りいたします。補正予算の審議につきましては、臨時会でございますので、先例により補正予算審査特別委員会を構成しないで、本会議において審議いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） 異議なしと認めます。よって本会議で審議することに決しました。

日程第4、議第71号令和4年度遊佐町一般会計補正予算（第6号）の件を議題といたします。

直ちに、質疑に入ります。

3番、佐藤俊太郎議員。

議員（佐藤俊太郎君） 補正の説明書いただいております。説明書の第5番、健康福祉課の子育て支援商品事業についてお尋ねします。事業内容がですね、11月1日時点における18歳以下の児童生徒1人に

つき1万円の商品券を配布ということでございますが、この18歳以下の児童生徒に該当しない、例えば勤労者、もしくは何らかの理由で頑張っている児童生徒以外の方に対する給付については、どのようなになっているのかを、お尋ねします。

更には、この商品券の内容、この商品券は町内だけで有効するものなのか、それとも町外まで対応できる商品券なのか、この点、ご説明願えればありがたいと思います。お願いします。

議長（土門治明君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田久君） それでは、お答えいたします。

まず、18歳以下の児童生徒ということの説明になりますけれども、18歳以下というのは、今年度令和5年3月31日時点で、18歳以下という考えになりますので、まず通常高校生に通っている以下、それより若い子供という事で該当になるというふうな内容であります。そして対象者につきましては、住民基本台帳の方、いわゆる住所があるという方々をこちらで調べまして、その人方に商品券を送るということになります。その中には、いわゆる高校生に通っているとか、あるいは働いているとかという種は有りませんので、全て対象になるというふうになります。

また遊佐町に住所がなくて、例えば町外の高校に通っているという方、例えば鶴高専とか、あるいは内陸の高校に通っている方もいらっしゃいます。その方につきましても、こちらで把握している限り対象として、その保護者の方に商品券を送る予定としております。

なお、その商品券につきましては、昨年と同様に商工会を通して、町内の事業者から登録していただいて、その事業者で利用できるというふうなことを考えておりますので、対象の事業者につきましては町内の事業者ということになります。以上です。

議長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

議員（佐藤俊太郎君） 分かりました。それでは、18歳以下の児童生徒というところについては、18歳以下の町民ということで理解してよろしいのでしょうか。

議長（土門治明君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田久君） おっしゃる通りに、18歳以下住所がある町民と関係のある高校生に方々となります。以上です。

議長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

議員（佐藤俊太郎君） この商品券につきましては、額面いくらのやつで、有効期限、これの設定はございますでしょうか。

議長（土門治明君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田久君） お答えいたします。額面につきましては、総額1万円で500円券を20枚というふうに予定をしております。

なお、有効期限につきましては、1月31日までと考えております。以上です。

議長（土門治明君） これで3番、佐藤俊太郎議員の質疑を終了いたします。

4番、佐藤光保議員。

議員（佐藤光保君） 私からは、まず福祉という購入助成に関してですが、生活保護世帯がどうなるかということをお尋ねしたい。

それから以前にも言ったような気がするんですが、灯油購入券とあって給付金としないその理由、給付金の方が町民としては使い勝手良いというか、良いと思うんですが、給付金としない理由、この2つをお尋ねします。

それから、子育て支援給付金については、これは委託先、委託の内容と給付金としない理由、同じくです。これも商品券のようですから。あと3番議員の質問の中でやり取りで感じたのは、これは申請させるのではなくて、町の方から該当者に送るといふ方式なのかどうか、その点を確認させてもらいたい、以上であります。

議長（土門治明君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田久君） お答えいたします。

まずは給付としない理由、いわゆる商品券ということですが、まずは県の補助自体が、灯油の購入にかかる助成ということになっております。それに該当させるために、商品券というふうなことで、まず利用目的を限らせていただいているということと、それから町内の事業者の方で使っていただくという目的のために商品券とさせていただきます。

それから続いて、子育ての方でございますけれども、委託の内容につきましては、商工会の方に今年度も委託を予定しております、その内容につきましては、事業所のいわゆる商品券が使える事業所の登録、それからチラシの印刷配布、それから商品券の印刷等を商工会の方に委託すると予定しております。

なお、昨年度、いわゆる商品券の換金の関係で、農協とのやり取りを商工会に委託しておりましたけれども、その点につきましては、今年度については町と農協と直接やるということで、商工会と農協との話をしておるところでございます。

それから、子育ての方の給付ではない商品券という理由につきましては、先ほどの灯油券と同じように、いわゆる町内の事業所でやっぱり利用していただくということを目的としておりますので、給付とした場合には、町外の方でやっぱり使うということもありますので、経済効果としては少なくなるということで、商品券として町内で使うようにというふうにしております。以上になります。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

議員（佐藤光保君） ちょっと答弁漏れがあるようなので。その福祉。

議長（土門治明君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田久君） 生保の関係でございますけれども、生活保護につきましては、県の方から保護費ということでは出ているんでありますけれども、その保護費につきましては、いわゆる急に高騰した場合の対応というのが、生活保護の世帯ではなっていないために町としてやっぱり生活が苦しいというふうな捉えまして、生活保護の世帯にも灯油券を配布しておるといふことでございます。以上です。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

議員（佐藤光保君） 生活保護世帯の取扱いについては、私も全く同感であります。その給付金としないその理由というのが、県で灯油購入だと灯油購入代金だとしているのだからとおっしゃいましたが、例えば酒田市辺りでは給付金というふうになっています。多分、同じく県のその制度を利用しているんだと思うんですが、その辺はまだこれから今後、検討を是非より町民にとって効率的な制度にするように検討をお願いしたいと思います。あとひとつ、最初の質問と関連するのですが、これは申請者にじゃなくて、一方的に該当者には送るといふことでよろしいんですか。

議長（土門治明君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田久君） 灯油券につきましては、昨年度までは申請ということで行なっていたんですけど、今年度につきましては、高齢者の負担を軽くすることも考えまして、該当者を調べて、こちらから灯油券を送るといふ方法で考えています。以上です。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

議員（佐藤光保君） 子育て支援商品券、こちらについても該当者にこちらから町の方から送るということよろしいのでしょうか。

議長（土門治明君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田久君） 子育て商品券につきましても、町の方から対象者に送るということで考えております。以上です。

議長（土門治明君） これで4番、佐藤光保議員の質疑を終了いたします。

7番、菅原和幸議員。

議員（菅原和幸君） それでは、私の方からも3点ほど質問します。

昨年ですと令和3年11月に全員協議会がありました。今質問している内容については、議員の方に説明ありましたが、今回はあくまでも補正、概要書しかなかったの、それを見て質問させていただきます。

健康福祉課長にお尋ねしますが、最初、福祉灯油券のことについてお伺いします。これは冬期暖房用灯油購入助成事業の県の補助事業ということで理解をしておりますが、一応、昨年の全協の資料比較しますと、県の補助並びに、先ほど高齢者にこちらからやるということでしたが、全て倍額なっているようです。去年は5,000円でしたが、1万円。県の方からくるのも2,500円が、5,000円になっているようなことですが、令和4年度は倍になった理解が良いのかという点と、ちょっと先ほど4番議員の方から質問ありましたが、県の対応の事業とそれから町の資料比較した場合、115世帯ほど差があるようです。それで色々県のやつを見ますと、ちょうど今質問にあった生活保護世帯、県の方は該当ならないふうに理解しましたが、その分は町の方で手当をすると、そういうことでの理解でよろしいのか、お伺いします。

議長（土門治明君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田久君） お答えいたします。灯油券の金額につきましては、昨年度5,000円、今年度1万円ということで倍額になっているところであります。中身としましては、県の方で昨年度、補助金としましては、2,500円だったのが、5,000円となったところでありまして、それに合わせ町の方の支出につきましても、昨年度2,500円のところを5,000円としたところでありまして、合わせて1万円としたところであります。

それから、県の補助金につきまして、いわゆる歳入と歳出の世帯数が違うということでもありますけれども、今回の対象の中で、県の補助の方に該当しないというのは、いわゆる先ほどもありました生活保護世帯、それから障害者のいる世帯でありまして、県の方につきましては1級、2級、それから療養の手帳でいきますとAとか、精神の手帳ですと1級とかいうふうに障害の重い人のいる世帯が該当になるんですけども、それ以外の世帯につきましても、いわゆる障害の軽い世帯につきましても、町の方としましては対象としているものですから、その分も県の方には該当しないということになっております。また、子育て世帯につきましても、今年度対象になるかどうかははっきりしていないんですけども、こちらの方も町の対象としてますし、それから介護保険制度で要介護4、5と介護度の高い方のいる、いわゆる在宅にいる世帯についても今回該当させたところであります。以上です。

議長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。

議員（菅原和幸君） それでは、次の5ページの児童福祉費のところの18節負担金補助のところの、この2つの項目について質問させていただきます。この2つの事業では保育施設、物価の部分については2つの福祉施設と言いますか、保育施設あるようで、あとその下については、放課後児童クラブとあそぶ塾含めた2つの対象となっているようでございます。ちょっと、あえて質問したいのですが、今年の広報のゆぎの9月号に、県の商工労働部の事業として原油価格物価高騰による事業者に対する支給事業が、ち



よっと記事として載っておりましたが、一応その事業については、県の事業でしたが、あえて質問させていただきますが、この福祉事業、2つの事業については、1つの事業体ですので、この事業も併せて申請ができるかっていう点と、例えば、この事業ですと、過去何か月の収入の現状を報告するような文書が必要だということで県の事業の場合はあったようですが、この18節の2つの事業については、あくまでも町の方から申請にあれば、そのままそういう評価もしないで支給すると、そういう内容でよろしいのか、伺います。

議長（土門治明君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田久君） 広報に載ってました県の事業、いわゆる山形県原油価格物価高騰緊急支援給付金第2弾ということでありましたけれども、そちらにつきましては社会福祉施設の原油価格物価高騰への支援、いわゆる県で行なっている支援の事業は該当しないというふうになっておりますので、今回につきましては、町の事業につきましては、その事業者にとってはもらえると、町の方はもらえることになります。

なお、県の方につきましても、例えば同じ県の事業で重なっている場合はもらえないということになりますけれども、町の方で行なっている事業が該当しても県の方がもらえないという要項にはなっておりませんので、いわゆる町と県と両方とももらえるものだと、こちらでは解釈してるところであります。それから保育施設、放課後児童クラブへの補助金の関係ですけれども、これにつきましては、現在原油価格の高騰により、施設の方も非常に厳しい状況になっているということで理解しておりますので、申請というわけではなくて、こちらの方で利用者の人数やそれから施設の大きさ等を勘案して、こちらから支給するというふうに考えております。以上です。

議長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。

議員（菅原和幸君） 3回目ですので、これでやめますが、最後に産業課長の方にお尋ねしたいと思います。この商工費のところの2商工振興費、ひとつは減額の内容とあとは第二次の緊急支援事業ってことで、その差額が補正なっているようでございます。あえて単純的な質問しますが、第一次で見ますとこの額を乗じますと、約72%ほどの執行率かなとそう思っております。それから、満額は使わず第二次に回ったのかなと、認識でこの提案をみました。その辺の一次の評価をした時点での第二次があったのかということと、実は先日、議運あった際、町長からは農業関係について若干、口頭での説明ありましたが、実は先日、広報と一緒に議会だより配布なりましたが、ある方から議会は農家のことは一切考えてないのかというようなことも言われましたが、いやそうではないんだってということで、1,000円のやつもこの資料見せて、農協が一括して申請するという回覧がきているんだというのを説明をした上で、申し上げたんですが、あくまでこれは補正の中身で審査となるかもしれませんが、令和4年度の農業関係は、まもなく12月なれば定例会もあります、この辺の方向性について最後に質問したいと思います。

議長（土門治明君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） まず、1つ目の質問でございます。今回の第二次事業の関係でございますが、4月の補正対応によりまして、予算4850万円を計上いたしまして第二次緊急経済事業を実施いたしました。申請事業者数は、357件の交付額が3500万8167円という結果になりました。この事業につきましては、支援対象を行なった業種ごとでございますけれども、その業種ごとに件数並びに金額については、執行率というのは異なっております。但し、事業全体をみた場合は、交付額については議員からもご指摘ございましたが72.2%となっております。今回の第二次事業実施につきましては、こうした業種ごとの実績状況を参考にしながら、やはり原油高騰の影響を強く受ける運輸業等並びにコロナ感染症の影響によって、引き

続き観光事業は停滞してございますので、引き続き厳しい経営状況となっている観光宿泊業について、継続した支援が必要であるのではと判断し、事業を行なう予定とさせていただいたものでございます。これらの事業の実施については、商工会とも情報共有を十分に図り、その計画について話し合いを行なったところでございます。

2問目の質問についてでございますが、今後について農林水産業の支援についてでございますが、農業者並びに畜産農家への支援として、今後、今現在のそういった物価指数の状況なんかも勘案しながら、同じJA管内の酒田市と情報共有、協調図りながら、肥料高騰対策事業、配合飼料価格高騰支援事業について、今実施することを検討しておるところでございます。以上です。

議長（土門治明君） これで7番、菅原和幸議員の質疑を終了いたします。

ほかにもございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行ないます。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより、議第71号令和4年度遊佐町一般会計補正予算（第6号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。以上をもって、本臨時会に付議された案件は全部終了されました。これをもって第561回遊佐町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

（午前10時46分）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名します。

令和4年11月7日

遊佐町議会議長 土 門 治 明

遊佐町議会議員 齋 藤 武

遊佐町議会議員 松 永 裕 美